

高額所得者に対する大分市営住宅等明渡し請求事務処理要領

（目的）

第1条 この要領は、大分市営住宅条例（以下「条例」という。）及び大分市営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、高額所得者に対する大分市営住宅等の明渡し請求事務の処理について、必要な事項を定め市営住宅等の適正な管理を図ることを目的とする。

（高額所得者）

第2条 高額所得者とは、条例第30条第2項の規定に基づき認定されたものをいう。

（明渡し指導）

第3条 第2条の規定により認定した高額所得者に対し、来庁を求めて市営住宅等明渡し相談を行い、明渡し請求制度の説明や住宅のあっせん等を行い、自主的な明渡しを指導するものとする。

2 前項の指導は、1年以内に自主的な明渡しが行われるよう対象者を指導するものとする。

3 指導に当たっては、対象者から市営住宅等明渡し計画書（第1号様式）の提出を求めるものとする。

（住宅のあっせん）

第4条 高額所得者にあっせんする住宅の範囲については、次のとおりとする。
大分市特定公共賃貸住宅

（明渡し請求）

第5条 自主的な明渡し期限が過ぎてもなお、市営住宅等を明渡さない高額所得者に対しては、条例第33条第1項の規定に基づき、期限を定めて市営住宅等明渡し請求書（第2号様式＝規則様式53号）により明渡しを求めるものとする。

2 前項の明渡し請求は、配達証明付き内容証明郵便により行うものとする。

3 第1項で定める期限は、明渡し請求日の翌日から起算して6月を経過する日の属する月の末日とする。

(明渡しの促進)

第6条 前条の規定により明渡し請求を受けた者（以下「明渡し請求対象者」という。）に対しては、明渡し義務を履行するよう随時口頭又は文書により督促するとともに、第4条に規定する移転先住宅のあっせんを継続して行い、市営住宅等の明渡しを促進するものとする。

(明渡し期限の延長)

第7条 明渡し請求対象者から、条例第33条第4項の規定による高額所得者明渡し期限延長申請書（第3号様式＝規則様式第54号）の提出があった場合は、その内容等を十分に審査し、必要と認められたときには適正な延長期限を設定し、明渡し請求対象者に対し高額所得者明渡し期限延長決定通知書（第4号様式＝規則様式第55号）により通知するものとする。

(明渡し請求の取消)

第8条 退職等による収入減により明渡し請求対象者が第2条第1項に規定する高額所得者に該当しなくなった場合で、本人からの申し出（証明書等関係書類の添付）があったときは、内容を審査し、当該明渡し請求を取消することができる。

2 前項の規定により明渡し請求の取消しを行ったときは、市営住宅等明渡し請求取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(契約解除の予告)

第9条 明渡し期限の2ヶ月前においてもなお、市営住宅等を明渡さない明渡し請求対象者については、市営住宅等契約解除予告通知書（第6号様式）により契約解除の予告通知を行うものとする。

(契約の解除)

第10条 第5条第3項に規定する明渡し期限の到来後（第7条の規定により期限の延長を行った場合は、その延長された明渡し期限の到来後）もなお、市営住宅等を明渡さない明渡し請求対象者については、市営住宅等契約解除通知書（第7号様式）により契約を解除し、条例第34条第2項の規定により、期限が到来した日の翌日から当該市営住宅等の明渡しを行う日までの期間について近傍同種家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

(明渡し訴訟の提起)

第 1 1 条 前条の規定により契約を解除されてもなお、市営住宅等を明渡さない明渡し請求対象者については、遅滞なく市営住宅等明渡し請求訴訟による法的措置をとるものとする。

(強制執行の申し立て)

第 1 2 条 前条の規定による明渡し訴訟の結果、勝訴判決が確定したにもかかわらずなお、不履行の者に対しては、遅滞なく強制執行の申し立てを行うものとする。

(記録の管理)

第 1 3 条 高額所得者に対する市営住宅等明渡し請求に関する記録の管理は、高額所得者指導状況票（第 8 号様式）に記載し、管理するものとする。

(その他)

第 1 4 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 2 0 年 2 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。